

SSC 公募（一括公募）型
Campus in Campus パートナー校 及び 全学対象協定校
交換留学（2027 年春学期渡航分） 募集要項

筑波大学（以下「本学」）との国際交流協定校のうち、Campus in Campus パートナー校及び全学を対象として学生交流協定を締結している海外の一部の協定校との交換留学を希望する学生を下記のとおり募集する。

記

1. 応募資格

応募資格は次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 留学期間中を通して、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者
なお、次の者は申請できません。
 - ・留学期間中に休学する者
 - ・ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生
 - ・外国人留学生のうち国費外国人留学生
- (2) 学業成績が優秀で、人物的に優れている者
- (3) 留学先大学の指定する要件（語学要件や GPA 等）を満たす者
- (4) 留学の目的及び計画（授業履修による単位取得等）が明確であり、留学による学習効果が自身の進路（将来への展望）につながると期待される者
- (5) 渡航・滞在中の事件や事故、災害、感染症に備えて下記 3 つすべてを行うこと
 - ① 海外渡航システム（TRIP）への入力
 - ② 海外安全危機管理サービス（OSSMA）への加入（費用は自己負担）
 - ③ 海外旅行保険への加入（費用は自己負担）

2. 対象協定校及び募集人数

対象協定校：SSC（スチューデントサポートセンター）ウェブサイトの [SSC 公募ページ](#)にて、【2027 年春学期渡航分】に掲載の協定校。

募集人数：同ページに記載の募集人数

3. 応募締切

2026 年 6 月 17 日（水） 8 : 30 AM

※締切後の応募はいかなる理由であっても受け付けません。

4. 応募方法

Microsoft Forms の[応募フォーム](#)にて必要事項を入力の上、以下の提出書類をアップロードしてください。

<応募の際の注意点>

- ・応募フォームを開くためには筑波大学の Microsoft アカウントでのログインが必要です。
- ・希望協定校は第 3 希望まで選択可能です。第 2、第 3 希望は希望する場合のみ選択してください。
- ・「学習・研究計画書」の様式は [SSC 公募ページ](#) からダウンロードしてください。
- ・応募書類の記載においては、生成 AI からもたらされた文章の直接的引用を禁止します。
- ・下記書類は番号順に並べて必ず 1 つの PDF ファイルにまとめてアップロードしてください。ファイル名にはご自身の氏名を入れてください。なお他の形式（画像データ等）では受け付けません。

<提出書類>

(1) 学習・研究計画書（様式あり）

様式の指示に従い、各志望大学の志望理由、留学の目的などを記載してください。指導教員・クラス担任の確認欄については、自筆署名もしくは押印（スキャンによる提出・原本不要）が必要ですが、確認したことがわかるメール画面の添付等にて代用することも可能とします。

(2) 語学能力証明書（英語または希望の協定校が指定する言語）

第 1 希望から第 3 希望に挙げた協定校が指定する語学能力試験のスコア（または一覧の「語学要件」欄に記載の基準）を満たした公的な証明書を提出してください。募集締切後の提出は受け付けません。また、指定された語学能力試験以外での選考はできません。

※証明書の有効期限に注意してください。TOEFL iBT 及び IELTS の有効期限は 2 年間です

※TOEFL iBT は Test Date Scores のみ有効とします（My Best Scores は無効）

(3) 本学の成績証明書（英語）※GPA 記載のもの

GPA の記載がある成績証明書（英語）を所属支援室等で発行を依頼して提出してください。2025 年秋学期までの成績が反映された GPA が要件を満たしている必要があります。

5. 選考スケジュール、選考方法

(1) 選考スケジュール

2026 年 4 月 14 日（火）	募集開始
2026 年 6 月 17 日（水） 8 時 30 分	募集締切
2026 年 6 月中旬～下旬	書面審査
2026 年 7 月上旬～中旬	面接審査（オンライン）
2026 年 8 月上旬～中旬	採用結果の通知

(2) 選考方法

応募者の希望協定校を考慮し、以下の選考要素を総合的に判断し、より総合力が高いと判断された学生を派遣内定者として採用します。

- ・学業成績（筑波大学での履修計画を含む）

- ・語学能力
- ・留学先での学習・研究計画
- ・留学と進路（学習効果と将来への展望）の関連性

6. 派遣内定者の諸手続きについて

派遣内定者として採用された後の手続き等については、SSC ウェブサイトの「[交換留学の流れ](#)」を参照してください。

7. 留意事項

- 1) 派遣内定者として決定後、筑波大学から協定校へ出願手続き（ノミネーション）を行いますが、最終的な受入可否の判断は協定校が行いますので、本選考結果によって必ず受入れが許可されるものではないことをご了承ください。また、協定校への受入申請（アプリケーション）やビザ取得等、留学に関わる他のすべての手続きは学生が自身の責任で進めるものであることを理解した上で応募してください。
- 2) 協定校で履修した授業の単位が筑波大学の単位として認定されるかは、各教育組織の判断となります。協定校で履修予定の授業については、事前に支援室及び担当教員等とよく相談してください。また、単位認定は自動的に行われません。帰国後、忘れずに単位認定申請手続きを行うようにしてください。
- 3) 筑波大学での履修計画や卒業要件等、事前にクラス担任・指導教員及びカリキュラム委員の先生等と十分に話し合うようにしてください。応募する前に、必修科目との兼ね合いなど、基本的な履修計画について必ず確認するようにしてください。
- 4) 協定校への交換留学は、留学先の履修科目の条件等を満たすため、2 年次以降の応募（3 年次以降での留学）を推奨します。
- 5) 本学学生が海外渡航を行う場合、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報が「レベル 1（十分注意してください。）」以下である必要があります。渡航先の国・地域が「レベル 2（不要不急の渡航は止めてください。）」以上の場合、特別措置等に定められた手続きでの渡航もしくは取り消し（もしくは延期やオンライン受講）となります。
- 6) 内定後もしくは渡航後であっても、次のような場合は留学中止の勧告を行うことがあります。中止勧告による帰国要請等には必ず従ってください。中止となった場合も留学にかかった費用は自己負担となり、大学からの補償等はありませんのでご了承ください。
 - ・学業不振
 - ・書類提出等の期限を守らない、必要な手続きを行わない、連絡が取れない等、本学学生として協定校へ留学するにふさわしくないとスチューデントサポートセンター国際交流支援室が判断した場合
 - ・有事や世界的感染症の拡大等
- 7) 派遣の内定が出た後は、基本的に派遣先の変更、辞退及び留学期間の変更をすることはできません。
- 8) 奨学金の不採用による辞退もできませんので、よく資金計画も練られた上で応募してください。
- 9) 大学院生が交換留学を希望する場合は、大学院生の受け入れの可否や要件が異なる場合がありますので協定校のウェブサイト等にて留学可能かご確認ください。

また、留学先での研究を目的とする（授業の履修を目的としない）留学の場合は、基本的に本公募に応募いただく必要はありません。留学先の担当者（研究指導教員等）に研究室での受入が可能か連絡を取り、必要な手続きを取ってください。

◆問い合わせ◆ ※メールで連絡してください
スチューデントサポートセンター国際交流支援室
tsukuba_go_abroad@un.tsukuba.ac.jp